

国土交通省 説明資料

1 前回部会での宿題への回答

前回部会の国土交通省の説明資料では、港湾の規模が小さいという理由だけで、いつまでもオンライン化が進まないような誤解を招くおそれがあるため、本調査の実態を踏まえ、オンライン化が進んでいない理由や原因を詳細に記載すること。

[回答]

ご指摘を踏まえまして、前回部会の国土交通省説明資料「1 港湾調査（基幹統計調査）の変更、(3) 調査方法、b」の回答を以下の下線部分のとおり修正をいたします。

甲種港湾及び乙種港湾における現状のオンライン利用率別の港湾数は、以下のとおりです。

オンライン 利用率	全港湾		甲種港湾		乙種港湾	
	港数	%	港数	%	港数	%
0%	528	73.6	61	38.1	467	83.8
～25%	24	3.3	17	10.6	7	1.3
～50%	59	8.2	34	21.3	25	4.5
～75%	28	3.9	18	11.3	10	1.8
～99%	35	4.9	18	11.3	17	3.1
100%	40	5.6	12	7.5	28	5.0
無回答	3	0.4	0	0.0	3	0.5
合計	717	100.0	160	100.0	557	100.0

甲種港湾については、オンラインを利用している港湾が既に約60%あり、報告を求める事業者も規模が大きいことから、正式にオンライン調査が調査計画に位置付けられることにより、オンライン調査の周知を図って行きますので、オンライン利用率は伸びるのではないかと考えます。

一方、乙種港湾においては、オンライン利用率0%の回答が80%超と甲種港湾に比べて多くなっています。

オンライン利用率が低調な理由について、入港する船舶数や貨物取扱量が少ないこと、報告者の中にはパソコンに不慣れな者もいることから、船舶が入港したときに紙の調査票にその報告内容を記載する方が早いとの理由等があげられます。

特に乙種港湾では、甲種港湾と比較して、上記理由に該当する港湾が多いことから、オンライン利用率が低調であり、今後も著しくオンライン利用率の向上が図られるかは不透明であると思料されます。

オンラインの利用率については、報告者側の要因が大きく、どの程度の利用率の向上が図れるかは不透明であります。調査計画上明確に位置づけることで、一層の周知を図り、利用向上に努めたいと考えております。

2 調査方法（オンライン調査の導入）

本調査は、一枚の調査票に対する報告者が複数存在し、どの報告者から回答を求めらるかについては、各港湾の実態に応じて調査員が所属する港湾管理者が判断し、調査依頼を行って回答を得ているところである。

そこで、この調査員の業務について、オンライン方式によるルーチン化を検討した場合、①どのような方法が考えられ、②どこまで採り入れることが可能なのか。また、③不可能な部分について、どのような課題が解決されることで可能となるものの、現状は困難なのか。

〔回答〕

① どのような方法が考えられるか。

これまで調査員が長年培った入港船舶と当該船舶に係る報告者との紐付け情報を、パソコン上でデータベース管理し、船舶入港時に船名等の情報から報告者を検索することにより、該当する報告者が選定され、オンライン（電子メール）による調査依頼をすることが可能になり、また、回収についても当該メールアドレス宛に返送して頂くことが可能となります。

この方法により、報告者の選定や調査依頼・回収に係る時間が短縮され、効率的な調査実施が可能になることが期待されます。

② どこまで採り入れることが可能か。

職員である調査員が所属する港湾管理者は、船舶が入港する際、船長から提出される入港届から、船名や総トン数等の「入港船舶」に係る情報を把握することができます。これらの情報から、調査員はこれまでのノウハウを基に「船舶乗降人員」については「船舶運航事業者」に、「海上出入貨物」については「船舶運航事業者」又は「港湾運送事業者」等に調査を依頼しております。

この調査方法をデータベース化した場合、システムに採り入れることが可能なもの、不可能なものを以下のとおり、整理しました。

【採り入れることが可能なもの】

○定期・不定期船について

当該港湾に一度でも入港実績があれば当該船舶が定期・不定期船を問わず、例えば港湾運送事業者の場合では、一度入港した船舶は、基本的に同じバース（船舶が接岸、係留し、荷役などを行う場所）に係留され、当該バースを担当する複数の「港湾運送事業者」のうち、当該船舶の貨物の荷役を行った「港湾運送事業者」を特定し調査を依頼等しており、これまでの実績により、報告者である港湾運送事業者を紐付けし、調査依頼を行うことは可能です。また、船舶運航事業者等についても、基本的には、入港の度に事業者を変更することはないことから、当該システムにより調査依頼を行うことは可能であると考えます。

【採り入れることが不可能なもの】

○報告者が荷主等の場合について

調査の報告を求める際、「船舶運航事業者」又は「港湾運送事業者」等から情報が得られない場合は、荷主等を特定し調査を依頼することになりますが、報告者が荷主になる場合は、入港する度に取り扱う貨物が異なり、荷主も異なることから当該データベースから報告者を特定することは困難であると考えます。

○初めて入港する船舶について

初めて入港する船舶の場合、これまでに情報の蓄積がなされていないことから当該データベースから報告者を特定することは困難であると考えます。しかしながら、初めて入港した船舶については、調査員により報告者の情報を収集し調査を実施しますが、当該情報をデータベースに逐一登録することにより、今後、再入港時の対応が可能になると考えます。

以上を踏まえ、今後、地方公共団体等との調整がありますが、荷主が報告者となる場合及び初めて船舶が入港する場合以外については、当該データベースを活用したオンラインによる調査依頼等は可能であると考えます。

③ 不可能な部分について、どのような課題が解決されることで可能となるものの、現状は困難なのか。

前記②で記載しましたが、報告者が荷主の場合は、船舶の入港の度に荷主が異なり報告者が一定でないことから当該データベースの活用は困難であると考えます。

また、当該港湾に初めて入港する船舶については、入港当初は紐付けする報告者の情報がないことから当該データベースの使用は困難ですが、初めて入港した船舶と報告者の情報を逐一、パソコンに蓄積し、データベース管理することにより再入港時には当該データベースの活用が可能であると考えます。

3 前回答申（平成21年）における今後の課題への対応（行政記録情報等の活用）

行政記録情報等の一層の活用について、前回部会の国土交通省の説明資料を踏まえ、①何が問題となっているか、②どのような取組を行ってきたか、③どのような問題が残っており、それに対し、どのような取組を行っていくか、内容を整理すること。

〔回答〕

行政記録情報等の一層の活用について、以下のとおり内容を整理しました。

① 何が問題となっているのか。

関税法（昭和29年法律第61号）に基づく輸出入に係る申告情報（以下、「輸出入申告情報」という。）については、申告者から申告データを本調査に活用することに対し事前に同意書を得ている場合のみ、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）に規定する「秘密の漏洩」に当たらないと整理され、NACCS^{（注）}により提供している輸出入申告情報を本調査に活用することが可能となっております。

前回諮問時、輸出入申告情報を活用している東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港の5港湾において、NACCSにより申請している船会社等への同意書の取得は、110事業者のうち88事業者にとどまっていました。

（注）NACCS（Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System：輸出入・港湾関連情報処理システム）とは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムのことで、具体的には、国際貿易における、通関及び輸入の際の関税の納付などを効率的に処理することを目的に構築された、税関官署、運輸業者、通関業者、倉庫業者、航空会社、船会社、船舶代理店、金融機関等の相互をつなぐ電子的情報通信システムである。

② どのような取組を行ってきたか。

輸出入申告情報について、全ての港湾管理者を対象とした「基幹統計調査『港湾調査』に関する打合せ会議」において、その活用の働きかけを行い、更に、輸出入申告データの活用港湾で組織している「港湾調査電子化システム促進協議会（以下「協議会」という。）」に参画し、改善方策の検討や関係者への協力依頼を行いました。その結果、NACCSを活用する港湾の拡大には至らなかったものの、同意書を得た事業者数は前回答申時の88事業者から100事業者へと拡大しており、報告者負担の軽減及び調査事務の効率化に寄与しているものと考えます。

③ どのような問題が残っており、それに対し、どのような取組を行っていくか。

NACCSにより申請している全ての船会社等から同意書を得ていない状況となっております。

そこで、今後の取組と致しましては、現行の同意書を個別に取得する方法から、NACCSに参加する船舶運航事業者等の全てから効率的かつ効果的に同意が得られる仕組みの構築（例えば、船社等がNACCSに参加する際に、NACCSに提出した情報を

本調査にも活用することについて事前に了解を頂く仕組み等) に向けて、協議会等とともに取組を行っていくこととしています。

また、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく入出港届に係る情報について、調査票の入港船舶欄への活用等に使用している港湾が全体で約40%(甲種港湾約60%、乙種港湾約35%)にとどまっている状況であることから、同情報の利用拡大に向け、港湾管理者の活用状況のより詳細な把握と活用の余地がないか検討することとします。